

国住指第 911-3 号
平成 23 年 6 月 29 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



米国の格付規格に定める樹種及び等級に適合する木材として、米国の格付機関により格付けされた枠組壁工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材について、平成 12 年建設省告示第 1452 号第七号の規定に基づき基準強度を指定する件

平成 12 年建設省告示第 1452 号第七号の規定に基づき、米国の格付規格に定める樹種及び等級に適合する木材として、米国の格付機関により格付けされた枠組壁工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材について、基準強度を別添 1 の指定書のとおり指定したので通知する。

指定にかかる木材については、別添 2 のとおり規格策定機関により定められた格付マークが押印されているので、当該木材の識別は、当該格付マークによって行われたい。

なお、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

